

# 福祉生活病院常任委員会資料

## (令和元年8月20日)

〔件 名〕

- 1 大規模な太陽光発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について  
(環境立県推進課)・・・1
- 2 若桜町の星空保全地域指定等について  
(環境立県推進課)・・・5
- 3 「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の取組状況について  
(循環型社会推進課)・・・9
- 4 大山の保全のための受益者負担の仕組みの検討に向けた社会実験の実施について  
(緑豊かな自然課)・・・10
- 5 第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念植樹会場広場オープニング式典及び鳥取みどりの交流会の開催について  
(緑豊かな自然課)・・・11
- 6 地域・通学路見守りボランティアアンケートの結果概要について  
(くらしの安心推進課)・・・12
- 7 鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(住まいまちづくり課)・・・18
- 8 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(住まいまちづくり課)・・・19
- 9 京都アニメーション火災を受けた県内事務所ビルの緊急点検実施について  
(住まいまちづくり課)・・・21
- 10 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住まいまちづくり課)・・・22
- 11 令和元年度第2回上・下水道広域化・共同化に係る検討会の開催概要について  
(水環境保全課)・・・23
- 12 第10回中海会議の開催結果について  
(水環境保全課)・・・24

### 生活環境部



# 大規模な太陽光発電所に係る鳥取県環境影響評価条例施行規則の改正について

令和元年8月20日  
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正し(令和元年7月4日公布、10月1日施行)、対象事業に太陽光発電所を追加したことに伴い、その規模要件を定める等、規則の改正を行ったので、その概要を報告する。

## 1 条例アセス対象となる太陽光発電所の規模要件の設定

(一般地域) 敷地面積 20ha 以上

(特別地域) 敷地面積 10ha 以上

### <指標>

- 太陽光発電所の設置等に伴う環境影響は、発電出力より土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されると考えられるため、太陽光発電所の敷地面積(ha)を指標とした。

### <規模>

- 県内の大規模な太陽光発電所の状況及び先進県の例を勘案し、敷地面積 20ha 以上を水準とした。(先進県と比較して最も厳しい水準。法対象事業の規模要件は 4 万 kW(100ha 相当)以上。)
- 特別地域における規模要件は、一般地域の1/2(敷地面積 10ha)とした。

## 2 特別地域の設定

対象事業の種類ごとに規則で定める特別地域として、ハマナス自生南限地帯(全事業共通)及び森林区域(森林法第2条第1項で規定される森林)を設定した。

## 3 その他関係規定の設定

条例においては、方法書の提出から工事着手までの間に事業規模等を修正・変更しようとする場合には、規則で定める軽微なもの等を除いてアセス手続きの再実施が義務付けられている。再実施を要しない軽微な修正・変更の要件を設定した。

(軽微な修正・変更の要件)

対象事業実施区域の面積(敷地面積)が 10%以上かつ 5ha 以上増加しないこと

## 4 改正スケジュール

(公布)令和元年8月9日

(施行)令和元年10月1日

## 5 パブリックコメントの実施結果

(1)意見募集期間 令和元年6月7日(金)から6月26日(水)まで

(2)意見総数 延べ8件(3名)

(3)応募意見の反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部反映を含む)	-	
既に盛り込み済み	3	・規模要件は妥当である。(3)
今後の検討課題	2	・条例対象外の小規模な事業においても簡易な環境アセスメントが行われても良いのではないか。 ・県内の大規模な太陽光発電所の規模別件数を考慮すると、もう少し小規模な敷地面積の案も検討してはどうか。
対応できない	-	
その他上記に 分類できないもの	3	・改正案に賛成である。(2) ・山林や斜面の開発を伴う場合も多く、その場合は土砂流出や濁水発生、景観等への影響が大きいので、土砂流出等を防止してもらいたい。
計	8	

### (4)意見を受けた対応

いただいた意見は、規模要件が妥当であるという意見又はその適切な運用を求める要望など既に盛り込み済みのものが主であることから、改正案の修正は行わないこととした。

なお、より小規模な事業に関する意見については、国が小規模事業を対象とした簡易な環境アセスメントに関するガイドラインを策定することから、まずはその動向を注視していきたい。

<資料1> 先進県における規模要件等との比較

県名	別表第1(第2条関係) 【地域区分】	別表第2(第3条関係) 【第1種事業の規模要件】	別表第3(第20条関係)・別表第4(第31条関係) 【再アセスを要しない要件】	備考 【特別地域等の具体】
鳥取県	一般地域	敷地面積 20ha 以上	敷地面積の 10%未滿かつ 5ha 未滿の増加	—  <全事業共通> 国立公園、国定公園、県立自然公園の特別地域、 県自然環境保全地域、鳥獣特別保護地区、ハマ ナス自生南限地帯 <太陽光のみ> 森林(森林法) ※工業地域及び工業専用地域以外の地域
	特別地域	敷地面積 10ha 以上		
大分県	なし※	敷地面積 20ha 以上	敷地面積の 10%未滿かつ 5ha 未滿の増加	—
岡山県	なし	土地形質変更面積 20ha 以上 又は樹木伐採面積 20ha 以上	面積の 20%未滿の増加(準備書記載事項の修正) 面積の 10%未滿の増加(評価書公告後の変更)	—
山形県	普通地域	敷地面積 50ha 以上	敷地面積の 10%未滿かつ 5ha 未滿の増加	—
	特別地域	敷地面積 20ha 以上		
静岡県	なし	敷地面積 50ha 以上 又は森林伐採面積 20ha 以上	敷地面積 10%未滿かつ 20ha 未滿の増加 森林伐採面積の 10%未滿かつ 8ha 未滿の増加 特定地域の面積の 10%未滿かつ 2ha 未滿の増加	—  <全事業共通> 国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環 境保全地域、鳥獣特別保護地区、保安林、風致 地区、県里山環境保全地域
長野県	なし	敷地面積 50ha 以上	敷地面積の 10%未滿かつ 10ha 未滿の増加	—
山口県	なし	敷地面積 100ha 以上	敷地面積 10%未滿かつ 20ha 未滿の増加 森林伐採面積の 10%未滿かつ 8ha 未滿の増加	—

環境立県推進課調べ

<資料2> 法及び条例における対象事業と規模要件一覧

事業の種類	環境影響評価法		第一種事業	第二種事業	鳥取県環境影響評価条例	
	一般地域	特別地域				
道路	高速道路、首都高速道路等 一般国道 国道以外の道路 大規模林道	すべて 4車線以上10km以上 4車線、10km以上 幅6.5m、20km以上	7.5km以上10km未満 幅6.5m、15km以上20km未満	— — —	— — —	4車線、7.5km以上 又は2車線、15km以上 (農林道も含む)
河川	ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路	湛水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満 75ha以上100ha未満	— — —	— — —	湛水面積75ha以上 湛水面積75ha以上 湛水面積75ha以上
鉄道	新幹線 在来線	すべて 10km以上	— 7.5km以上10km未満	— —	— —	— 7.5km以上
飛行場 (滑走路)	新設 延長	2500m以上 500m以上	1875m以上2500m未満 375m以上500m未満	— —	— —	1875m以上 375m以上
発電所	水力 火力 地熱 原子力 風力	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 すべて 出力1万kW以上 出力4万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満 11.25万kW以上15万kW未満 7500kW以上1万kW未満 — 7500kW以上1万kW未満 3万kW以上	— — — — —	— — — — —	2.25万kW以上 11.25万kW以上 7500kW以上 — 1500kW以上 1500kW以上
太陽光	太陽光	埋立面積30ha以上 50ha超	25ha以上30ha未満 40ha以上50ha以下	— —	— —	敷地面積10ha以上 埋立面積18ha以上
廃棄物最終処分場	公有水面埋立及び干拓	埋立面積30ha以上 50ha超	25ha以上30ha未満 40ha以上50ha以下	— —	— —	敷地面積10ha以上 埋立面積18ha以上
公有水面埋立及び干拓	土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	40ha以上 50ha以上
土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	—
新住宅市街地開発事業	工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	50ha以上
工業団地造成事業	新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	—
新都市基盤整備事業	流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	50ha以上
流通業務団地造成事業	宅地の造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	—	—	50ha以上
宅地の造成事業	港湾計画	埋立等区域300ha以上	—	—	—	—
港湾計画	廃棄物処理施設 ごみの焼却 し尿処理	—	—	—	—	75t/日以上 75kl/日以上
廃棄物処理施設	工場の新築、増築 排水 排ガス	—	—	—	—	7500m³/日以上 3万Nm³/時以上
工場の新築、増築	ゴルフ場又はスキー場	—	—	—	—	37.5ha以上
ゴルフ場又はスキー場	レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	—	—	—	—	50ha以上(土地改変区域に限る)
レジャー施設(ゴルフ場、スキー場を除く)	岩石等採取事業	—	—	—	—	37.5ha以上
岩石等採取事業	大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	—	—	—	—	50ha以上
大規模畜産団地造成事業(草地造成を含む)	複合開発事業	—	—	—	—	50ha以上 明文化
複合開発事業						明文化

<資料3> 条例における特別地域の設定

事業の種類	すべての事業に共通の地域 (条例による規定)	事業の種類によって対象とする地域(規則による規定)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築)</li> <li>・鉄道及び軌道</li> <li>・飛行場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法の規定により指定された国立公園又は国定公園</li> <li>・鳥取県立自然公園条例の規定により指定された特別地域</li> <li>・鳥取県自然環境保全条例の規定により指定された県自然環境保全地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園</li> <li>・保育所、幼保連携型認定こども園</li> <li>・病院及び患者の収容施設を有する診療所</li> <li>・上記施設の周囲1kmの区域</li> <li>○ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム、堰、湖沼水位調節施設及び放水路</li> <li>・公有水面の埋立て及び干拓</li> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・流通業務団地造成事業</li> <li>・工業用地、住宅用地その他の宅地の造成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された特別保護地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中海湖沼水質保全指定地域等</li> <li>○ 湖山池水質管理計画の対象地域</li> <li>○ 東郷池水質管理計画の対象地域</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所(水力・火力・地熱)</li> <li>・廃棄物焼却施設、し尿処理施設、廃棄物最終処分場</li> <li>・畜産団地造成事業</li> <li>・ゴルフ場又はスキー場、その他の運動・レジャー施設</li> <li>・工場等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハマナス自生南限地帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中海湖沼水質保全指定地域等</li> <li>○ 湖山池水質管理計画の対象地域</li> <li>○ 東郷池水質管理計画の対象地域</li> <li>○ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法に規定する指定水域及び指定地域</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所(太陽光)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林法第2条第1項に規定する森林</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路(4車線以上の新設・4車線以上の改築を除く)</li> <li>・発電所(風力)</li> <li>・岩石等採取事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なし</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例別表第6号から第13号までに掲げる2以上の事業の種類を併せて行う事業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 併せて行う事業の種類に応じ、それぞれの事業の対象とする地域</li> </ul>

## 若桜町の星空保全地域指定等について

令和元年8月20日  
環境立県推進課

若桜町からの指定要請を受け、若桜町全域を星空保全地域に指定し星空保全照明基準を設定するとともに、鳥取市佐治町及び日南町の星空保全照明基準を変更すること等について報告する。

### 1 若桜町の星空保全地域指定について

#### (1) これまでの経過

令和元年5月28日	若桜町が星空保全地域への指定（町全域指定）について県に文書で要請
＃ 6月～7月	町内の星空環境の状況及び星空を活用した取組状況等の調査、星空保全照明基準案の作成
＃ 7月22日	県が若桜町に対し、照明基準案について意見聴取。同意を得る。
＃ 7月26日	鳥取県景観審議会星空環境保全部会において、星空保全地域の指定区域案、照明基準案について審議。了承を得る。
＃ 8月7日～20日	星空保全地域の指定区域案、照明基準案を公告縦覧

#### (2) 星空保全地域に指定する妥当性

##### ア 星空等の状況

- ・兵庫県、岡山県に接し、県境のみならず各方を山で囲まれ、町外からの光が地形的に遮蔽されている。
- ・夜空の暗さを調査したところ、町内全域にわたり夜空が暗く美しい星空が見える環境であることが確認された。

##### イ 星空を活用した取組の状況

- ・町営宿泊施設「氷太くん」や氷ノ山自然ふれあい館響の森、キャンプ場等の施設がある氷ノ山周辺を中心に、町や事業団、民間グループによって、美しい星空や豊かな自然を活用した取組が行われている。
- ・星空保全地域指定後は、これらの取組を発展させて集客や教育に繋げることが計画されている。

### 2 星空保全照明基準について

#### (1) 既指定地域の星空保全照明基準の見直し

照明器具の使用実態を踏まえ、鳥取市佐治町と日南町の星空保全照明基準を変更する。

##### ア バルーン投光器（可搬型・全方向型の照明器具）→規制対象から除外する。

- ・「屋外照明器具※」に該当するが、安全確保のため、夜間工事や催物の期間に限り設置し、必要な範囲で使用することを認める。→全ての星空保全地域に適用（鳥取市佐治町、日南町）

※屋外照明器具…道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）

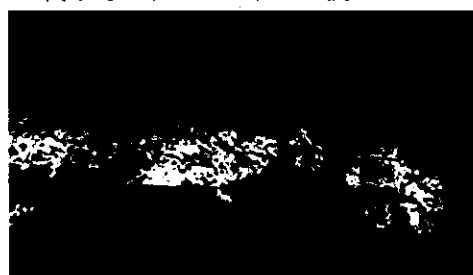
##### イ 一時的な催物の演出を目的とする樹木等のライトアップ →新たに規制する。

- ・午後10時までの使用とする。併せて、上方への漏れ光を抑制し、必要最小限の明るさとする。ただし、1日を超えない期間の催物については、必要な時間内での使用を認める。→日南町に適用

<バルーン投光器の使用例>



<樹木等のライトアップの例>



## (2) 若桜町の星空保全照明基準案

基本的には鳥取市佐治町、日南町と同様の考え方で基準を設定することとし、(1)の見直し内容も反映する。

### ア 屋外照明器具・建築物等を照射する照明器具・広告物照明器具

- ・鳥取県星空保全条例、施行規則で定める基準のほか、「光害対策ガイドライン（環境省、2006）」を参酌して定める。
- ・若桜町の居住地の環境は村落部に該当し（鳥取市佐治町、日南町と同じ）、光害対策ガイドラインの「照明環境Ⅱ」に該当することから、「照明環境Ⅱ」の基準値を適用する。（屋外照明器具の上方光束比、照明器具で照射される建築物等や広告物の表面の輝度）

### イ その他

- ・ナイター照明器具、バルーン投光器、樹木等のライトアップに関する規定も設ける。

## (3) 今後の予定

- 8月7日～20日：若桜町星空保全地域の指定区域案と星空保全照明基準案、鳥取市佐治町及び日南町の星空保全照明基準変更案の公告縦覧（2週間）
- 8月末頃：若桜町全域を星空保全地域に指定（告示） ※鳥取市佐治町、日南町に続く県内3件目の指定

## 3 倉吉市関金町の星空保全地域指定について

- 倉吉市から倉吉市関金町地区の星空保全地域指定について8月1日付けで要請文書が提出された。
- 今後、星空保全照明基準案の作成及び市への意見聴取、景観審議会での審議等を経て、10月の指定を目指して手続きを進めていく。

### 【経緯及び想定スケジュール】

8月1日	倉吉市が関金地区の星空保全地域への指定について県に文書で要請
～8月下旬	関金地区の星空環境の状況及び星空を活用した取組状況等を調査 ※先行して5月に関金地区内の星空環境調査を実施。全域にわたり夜空が暗く美しい星空が見える環境にあることを確認
8月下旬～9月上旬	照明基準案の作成、倉吉市への意見聴取（文書）
9月中旬	鳥取県景観審議会星空環境保全部会での審議 ・指定要請を受けた区域の調査結果の報告・意見聴取 ・照明基準案の意見聴取
9月下旬～10月上旬	指定地域及び照明基準案の公告縦覧（2週間）
10月中旬	星空保全地域の指定区域及び星空保全照明基準の告示



別紙

若桜町地域における星空保全照明基準（案）

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	ナイター照明器具以外 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。</li> <li>2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。</li> </ol>
		ナイター照明器具
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下向き照射とすること。</li> <li>イ 建築物等のみを照射すること。</li> </ul> </li> <li>2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</li> </ol>
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。
広告物照明器具	照射の方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 下向き照射とすること。</li> <li>イ 広告物のみを照射すること。</li> <li>ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</li> </ul> </li> <li>2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</li> </ol>
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使用の時間	午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとすること。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催物を目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
  - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
  - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

## 「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の取組状況について

令和元年8月20日  
循環型社会推進課

プラスチックごみの排出抑制及び資源循環を県民運動として取組んでいくため、まず県が率先して取組むこととし、7月18日(木)に鳥取県庁プラごみゼロ推進本部を設置し、庁内でのプラごみゼロ推進をスタートさせた。また、プラごみゼロチャレンジ推進キャラバン隊を結成し、事業所等に対する協力要請等を行っているため、その状況について報告する。



### 1 協力要請等の状況

#### (1) 事業所等への協力要請

商工会議所等を訪問し、プラごみゼロチャレンジの取組を説明し、同チャレンジへの登録など加盟団体への周知等について協力要請を行った。

(要請先) 倉吉商工会議所(7/25)、鳥取県中小企業団体中央会(7/29)、  
鳥取県商工会連合会(7/29)、米子商工会議所(8/2)、境港商工会議所(8/2)

- 「プラごみゼロチャレンジ」とは  
排出されるプラスチックごみのゼロを目標にプラごみの排出抑制や分別廃棄の徹底等に取り組むこと。
- 「プラごみゼロ」とは  
ストローなどの使い捨てプラスチック製品の使用削減や廃棄されるプラスチックの100%リサイクル(熱利用を含む)により、プラスチックとして廃棄されるものをゼロにすること。
- 「プラごみゼロチャレンジ登録制度」とは  
事業所等から排出されるプラごみの削減取組を実践する企業、団体等を募集し、登録する制度。  
(取組例)・マイボトル、マイカップ持参の推進  
・包装方法等の見直し(例:プラスチック製袋を紙袋に代替)

#### (2) 清掃活動での周知

県内で行われる清掃活動に参加し、横断幕、幟の掲出等によりプラごみゼロの周知を図った。

(参加した清掃活動) クリーンアップ in 加茂川(7/20)、岩美町全町クリーンアップ作戦(8/4: 岩井地区で出前説明会も開催)、鳥取駅周辺道路清掃(8/9)

### 2 協力要請等による成果

- ・商工会議所等から、加盟団体に対し会報・SNS等による情報発信がなされた。
- ・企業・団体等の「とっとりプラごみゼロチャレンジ」への協力・登録が始まった。  
(登録団体) 北栄町、エスマート(12店舗)、セブンイレブン(2店舗)、スナックひさみ(倉吉市)、  
(有)米子ニューアーバンホテル、(株)ジャパンディスプレイ  
計 6団体18事業所(8月15日現在)

### 3 とっとりプラごみゼロチャレンジ映像・写真コンテストの開催

- (1) 募集期間: 令和元年8月5日(月)~9月27日(金)
- (2) 募集部門: ①動画部門(1作品の再生時間は5分以内) ②写真部門
- (3) 応募要件: [応募者] 鳥取県に居住又は通勤・通学をしている個人、グループ  
[募集作品] 鳥取県内で撮影された、プラスチックごみの排出抑制、資源循環等に関するアイデア、活動に関するもの
- (4) 賞・表彰: 各部門で最優秀賞(1点)、優秀賞(2点)を受賞した者にQ.U.Oカードを授与する。また、10月中旬に開催する「とっとりプラごみゼロ」関連イベントで表彰式を行うとともに、会場内での上映・展示を行う。
- (5) その他: 最優秀賞、優秀賞の受賞作品は、とりネットに掲載する。

### 4 今後の予定

引き続き清掃活動等に参加し、「とっとりプラごみゼロチャレンジ」の周知を図るとともに、10月中旬に関連イベント(フォーラム)を開催し、これらの取組を更に推進していく。

# 大山の保全のための受益者負担の仕組みの検討に向けた社会実験の実施について

令和元年8月16日  
緑豊かな自然課

大山の良好な自然環境の保護と持続可能な利用を推進するため、このたび環境省、県及び大山町等で組織する実行委員会が、試行的に協力金を募るほか、アンケート調査を行う社会実験を実施することとしたので、その概要を報告する。

## 1. 社会実験を行う背景等

- ・大山は、一木一石運動などの先駆的な自然環境保全活動で知られる一方、近年、し尿廃棄問題などトイレのオーバーユース対策を含めた山岳環境の保全を継続的に実施する体制づくりが課題となっている。
- ・平成30年度に、大山の自然環境保全等に関する意向を把握するため、環境省が登山者に行ったアンケートでは、トイレ環境改善に関する関心が高いこと、並びに山頂トイレの維持管理、携帯トイレの処理、植生保護及び登山道補修のための協力金の支払いを行う意思があることを確認した。
- ・これを受けて、山岳環境保全と持続可能な利用の充実を目指して、受益者負担による仕組みを検討するとともに、そのような仕組みの導入がもたらし得る影響について分析することを目的として、環境省・県・大山町・山岳関係者及び地元観光関係者による実行委員会が社会実験を実施する。

## 2. 社会実験の実施概要（予定）

- ・協力金は、賛同いただける方から任意（本人が納得できる）額を募る。
- ・大山寺各店舗の他、西部地域主要交通拠点や道の駅などでもチラシの配置やポスター掲示を行い、事前の周知を図る。
- ・環境省の委託業者（(公社)日本交通公社）が現地に調査員を配置し、登山者に対して協力金の收受やアンケート調査を実施する。
- ・実施結果を元に、現実的な協力金の仕組みの検討と受益者負担の導入による影響を分析する。

実施場所	実施日程	協力金
山頂トイレ	・8月24日(土)、25日(日)、31日(土) ・9月1日(日)、7日(土)、8日(日)、 14日(土)～16日(月・祝)、21日(土)	山頂仮設トイレ前で、利用者に任意の額を募る。
博労座 第1・第2駐車場	・9月21日(土)、22日(日)、28日(土)	<協力金は募らない> ※駐車場でアンケートのみ実施
夏山登山口 (阿弥陀堂横)	・10月12日(土)～14日(月・祝) 19日(土)、20日(日) 26日(土)、27日(日) ・11月2日(土)	夏山登山道口で、協力いただける下山者から任意の額を募る。 QRコード等を用いた電子的な支払いを併用することを検討中。

## 3. 社会実験で集まった協力金の取扱い

協力金は大山の山岳環境保全のために用いることとしており、具体的な用途及び配分については、社会実験への協力者の意向を考慮し、実施者である実行委員会事務局において決定する予定である。

### 【参考】大山入山料徴収社会実験実行委員会の構成員

#### (1) 関係機関・団体

林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署、大山寺、大神山神社、大山旅館組合、(一社)大山観光局、(一社)自然公園財団鳥取支部、大山ガイドクラブ、中国山岳ガイド協会、鳥取県山岳・スポーツライミング協会、日本山岳協会山陰支部、鳥取県勤労者山岳会

#### (2) 外部有識者等

甲南大学経済学部 柘植隆宏教授、北海道大学農学研究院 庄子康准教授、株式会社ヤママップ

#### (3) 共同事務局

環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県、大山町

# 第30回全国「みどりの愛護」のつどい記念植樹会場広場オープニング式典及び 鳥取みどりの交流会の開催について

令和元年8月20日  
緑豊かな自然課

令和元年5月18日に開催した「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の記念植樹会場を、この度、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がお手植えされた「マメナシ」をシンボルに芝生広場として供用することとし、オープニング式典を行う。併せて、「みどりの愛護」活動団体や緑化関係者が、互いに連携し取組の更なるレベルアップを図られるよう、情報交換や仲間づくりを行っていただくため、「鳥取みどりの交流会」を開催する。

1 日時 令和元年8月21日(水) 16時30分から18時30分

2 会場 コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク旧跳躍場(つどい記念植樹会場)

3 主な出席者(予定)

平井鳥取県知事、羽場鳥取市副市長(市長代理)、坂野鳥取県議会福祉生活病院常任委員長(県議会議長代理)、山田鳥取市議長、村上中国地方整備局建政部長、西谷鳥取県造園建設業協会会長、中永鳥取県体育協会会長、緑化活動団ほか

4 内容

(1) 広場オープニング式典

①知事あいさつ(新広場名を知事から発表予定)

②来賓あいさつ(鳥取市副市長、中国地方整備局建政部長)

③テープカット(知事、市長(代理)、県議会議長(代理)、市議長、中国地方整備局建政部長、鳥取県造園建設業協会会長、鳥取県体育協会会長)

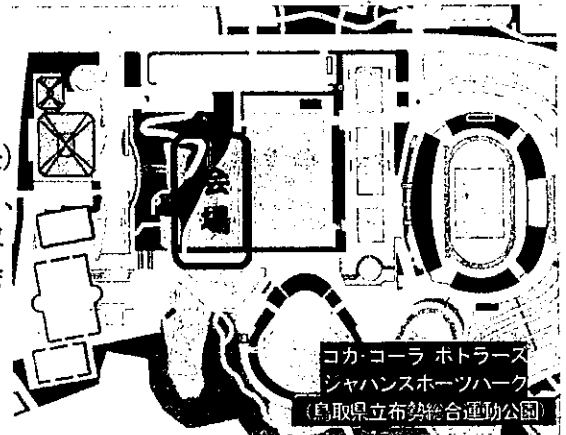
(2) 鳥取みどりの交流会

①「鳥取県みどりの伝道師(※)」への名札交付

②新たな緑化事業の説明及び意見交換

(※) 鳥取県みどりの伝道師制度

県内の緑化技術者(現代の名工(造園)、樹木医、造園技能士、造園施行管理師、ナチュラルガーデンマイスター等)を登録し、みどりの愛護活動団体等の希望に応じて伝道師を派遣し、緑化に関するお悩み解決やスキルアップをお手伝いする。



## 5 芝生広場のイメージ

**■広場のコンセプト**

- ・第30回全国「みどりの愛護」のつどいの記念植樹会場として旧跳躍場をリニューアル整備。
- ・大きな樹木に囲まれ広々とした多目的な芝生広場。(鳥取県名産の品質の高いイグサを使用)
- ・小さな子供からお年寄りまで幅広く安心安全で多種多様な利用に対応。

**■利用の想定例**

- ・子供たちの遠足や家族連れのパクニック
- ・親子でのボール遊びやバドミントン等
- ・風通しの良い木陰での休憩や散策
- ・ガーデンパーティやイベント等の会場

**■お手植え木(マメナシ)**

- ・広場全体が俯瞰出来る見晴らしの良い高台に定植。(盛土地で水はけも良く健全な生育が見込める)
- ・柔らかなイメージの木製の結界と記念碑(石柱)を設置。
- ・春には白い花が一斉に咲き誇り、秋には紅葉の彩りが美しい広場のシンボル(象徴)となる。

**■整備の工夫**

- ・園路と広場の段差を無くしバリアフリー化、広々とスッキリした景観を創出。
- ・広大な芝生管理の労力軽減のためポップアップ式のスプリンクラーを埋設。(29基)
- ・公園の維持管理で大量に発生した剪定枝葉を堆肥化し、芝床土の土壌改良材として活用。(搬入造成土量も軽減)
- ・環境に優しい雨水地下浸透性の高い舗装材を使用。
- ・既存樹木の根を痛めない位置に園路を配置し、樹元はホチップでマルチング。

# 地域・通学路見守りボランティアアンケートの結果概要について

令和元年8月20日  
くらしの安心推進課

登校中の児童等が殺傷された大変痛ましい事件が発生したことを受け、子どもの安全確保、見守り活動に関する課題等を把握するため、学校支援ボランティア、防犯ボランティアを対象にアンケートを実施したので、その結果について報告する。

## 1 調査主体

鳥取県、鳥取県教育委員会、鳥取県警察

## 2 実施方法

- (1) 期間：令和元年7月12日(金)から7月31日(水)
- (2) 調査対象：通学路の見守り活動を行っている学校支援ボランティア・防犯ボランティア
- (3) 募集方法：郵送

## 3 回答数・回答者属性

項目	結果内容
回答数	360人/750人(抽出調査) 回答率：48.0%
性別	男性：6割、女性：4割
年代	30代～50代：2割、60代：4割、70歳以上：4割
活動地域	東部：5割、中部：2割、西部：3割

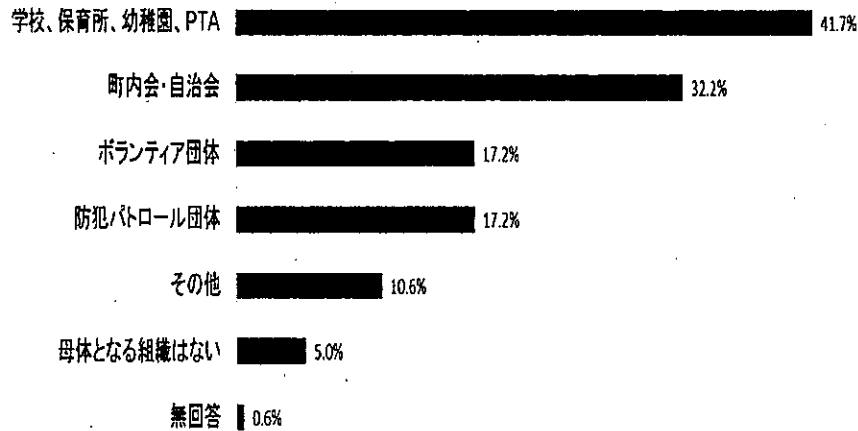
## 4 主な結果要旨と対応

- 地域で不安を感じる場所は、「通学路(56.9%)」「空き家・空き地(23.1%)」の回答が多かった。  
⇒ 通学路については、県が市町村に対して通学路安全点検を依頼し、各学校単位で学校、警察、市町村による合同点検が順次実施されている。  
・通学路沿いの空き家・空き地の状況については、県・市町村通学路担当者会議(7月31日)で依頼し、通学路の危険箇所合同点検時に併せて、確認を依頼した。
  - 活動中に感じた危険・危害等は、「通学路等で声掛け、つきまといなど不審者が現れたと聞いたことがある(35.3%)」、「通学路・横断歩道付近等での危険走行を見たことがある(32.5%)」が多く、「活動者自身が危険を感じたり、危害を受けた(11.1%)」「子どもが危険を感じたり、危害を受けた(10.3%)」の回答もあった。  
⇒ 警察本部と調査結果の情報を共有し、今後の対策を検討する。
  - 見守り活動を行う上で必要な取組は、「地域住民のボランティア活動に対する理解と協力(44.7%)」「見守りボランティアの増員(40.0%)」「子どもや保護者等を対象とした防犯教室の実施(33.1%)」「いかのおすしを活用した子どもへの指導(32.5%)」などの回答が多かった。  
⇒ ボランティアの理解・協力及び増員等については、PTA・学校支援ボランティアを対象とした研修会、学校安全研修会の充実や鳥取県防犯リーダー研修会(8月3日)、鳥取県地域安全フォーラム(10月16日)の開催などで引き続き啓発を実施する。  
・「いかのおすし」動画は、8月中に制作し、とりネットで公開する。
  - 見守り活動に必要なものは、「たすき、ウインドブレーカーなど身に着けるもの(32.8%)」と「防犯用の笛(24.4%)」「防犯ブザー(16.1%)」の要望が多かった。  
⇒ 鳥取県防犯リーダー研修会では、講師から「危険が迫っていることを周りに知らせるには、防犯用の笛よりも防犯ブザーが良いこと。また、たすきなど身に付けるものは活動を知ってもらうことにつながる」となどの説明があった。
- ## 5 今後の予定
- ・アンケート調査や防犯リーダー研修会の結果や意見を踏まえ、より効果的な被害防止策、安全対策を9月補正で検討する。

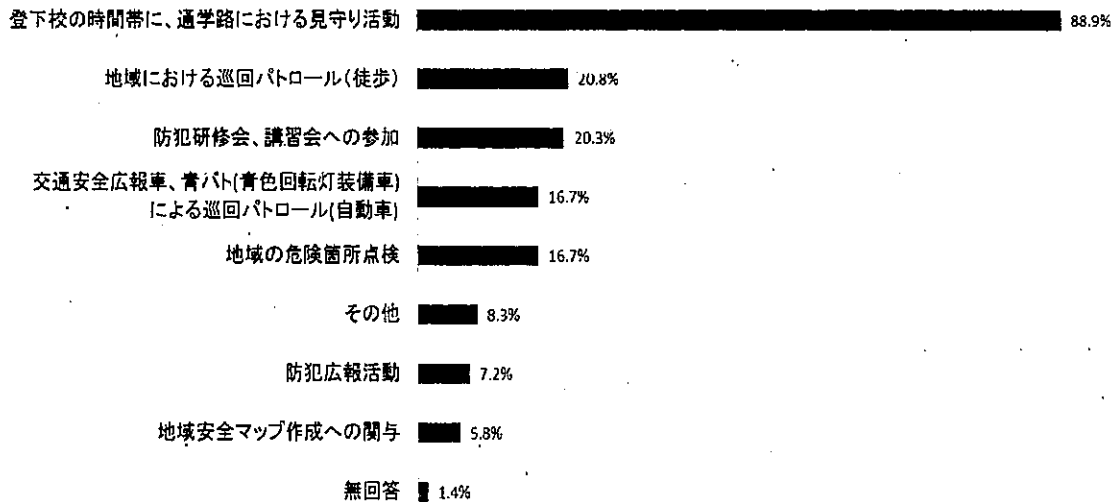
## 6 結果概要

### (1) ボランティア活動の現状等

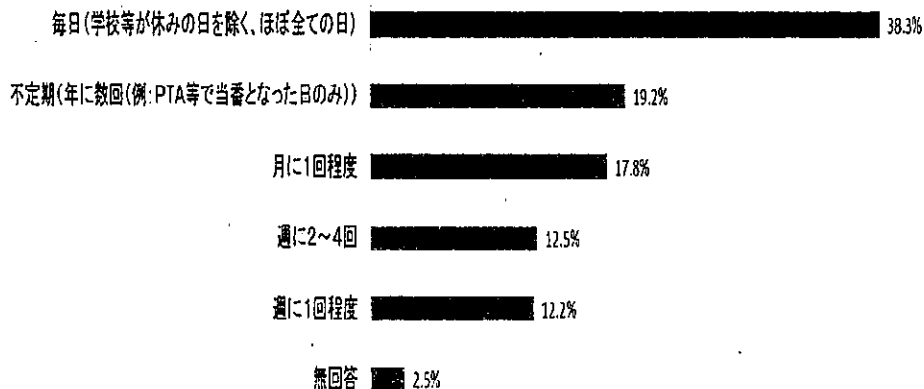
①組織：「学校・保育所・幼稚園・PTA」(41.7%)が最も多く、「町内会・自治会」(32.2%)、次いで「ボランティア団体」(17.2%)、「防犯パトロール団体」(17.2%)が並んで多い。



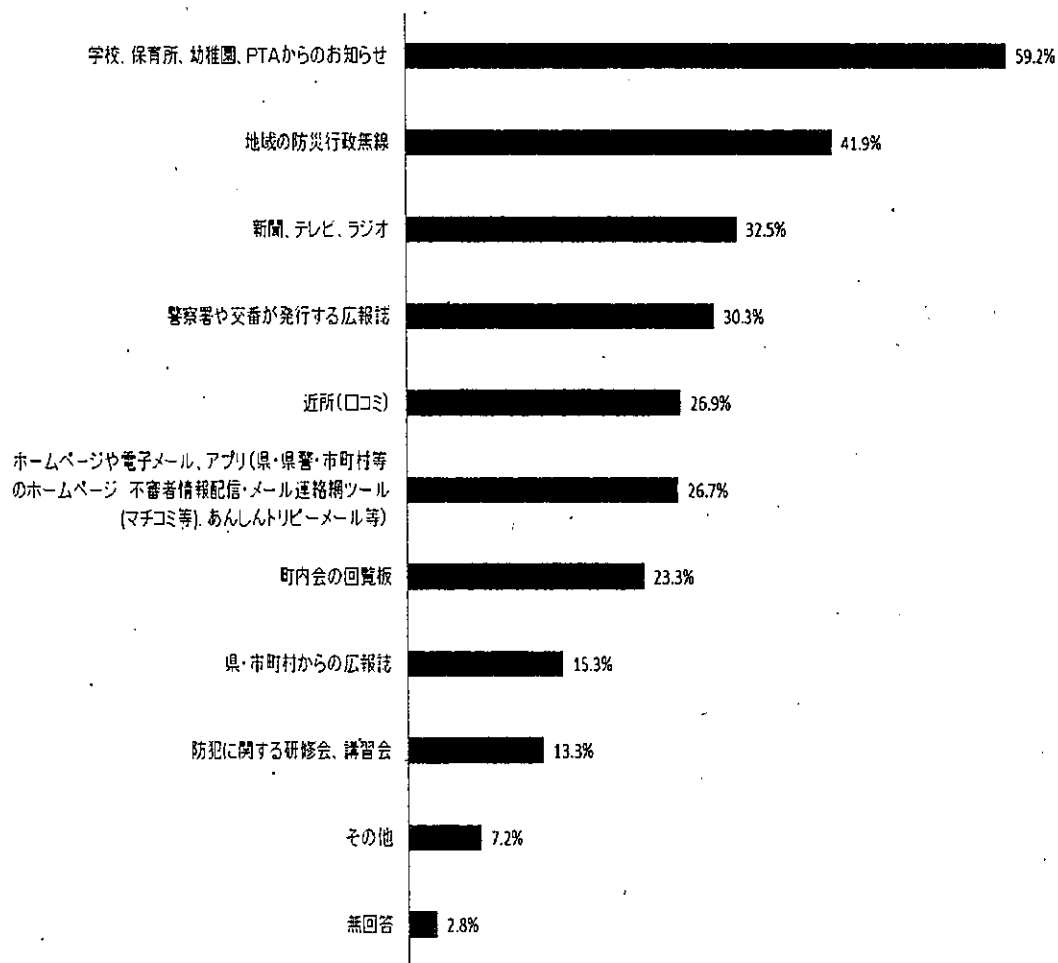
②活動内容：「通学路における見守り活動を行っている方」が約9割(88.9%)で最も多い中、「地域における巡回パトロール(徒歩)」(20.8%)、「防犯研修会、講習会への参加」(20.3%)が並んで多く、次いで「交通安全広報車、青パト(青色回転灯装備車)による巡回パトロール(自動車)」(16.7%)、「地域の危険箇所点検」(16.7%)を行っている方が多い。



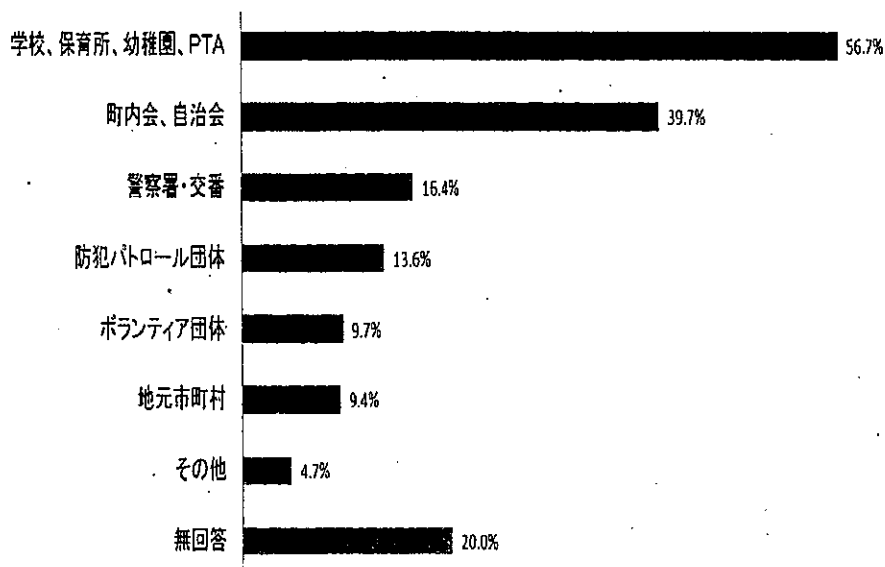
③活動日数：月に1回以上が約8割(80.8%)あり、うち毎日(38.3%)が最も多く、次いで月に1回程度(17.8%)の順に多い。



④不審者や地域の犯罪発生状況等の情報の入手方法：「学校・保育所・幼稚園・PTAからのお知らせ」が約6割(59.2%)で最も多く、次いで「地域の防災行政無線」(41.9%)、「新聞・テレビ・ラジオ」(32.5%)、「警察署や交番が発行する広報誌」(30.3%)の順で多くなっている。また、「防犯に関する研修会・講習会」(13.3%)が最も少ない状況である。



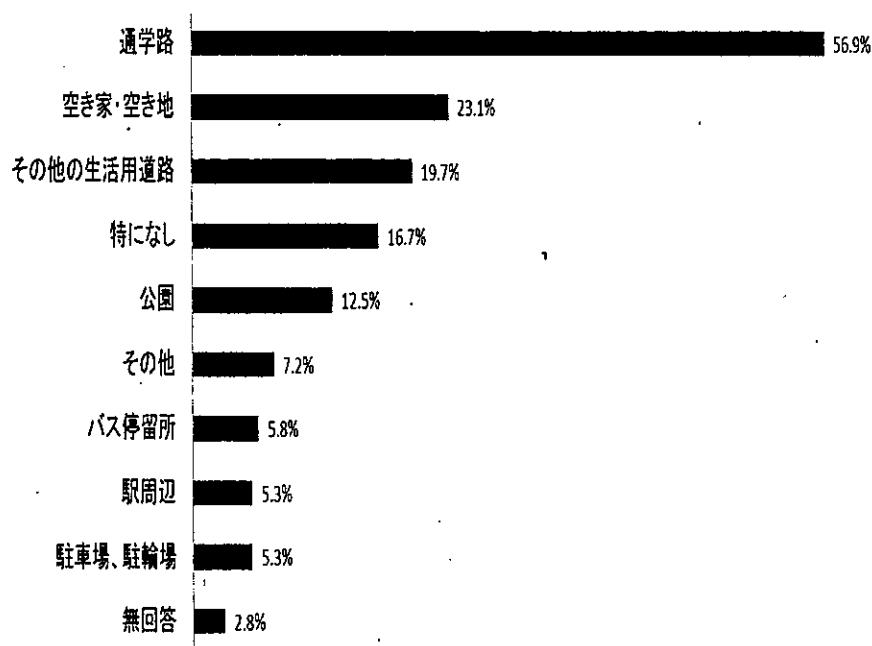
⑤見守り活動する上での連携状況：「学校・保育所・幼稚園・PTA」(56.7%)、「町内会・自治会」(39.7%)、「警察署・交番」(16.4%)の順で連携して活動している方が多く、「ボランティア団体」(9.7%)、「地元市町村」(9.4%)との連携が少ない状況である。



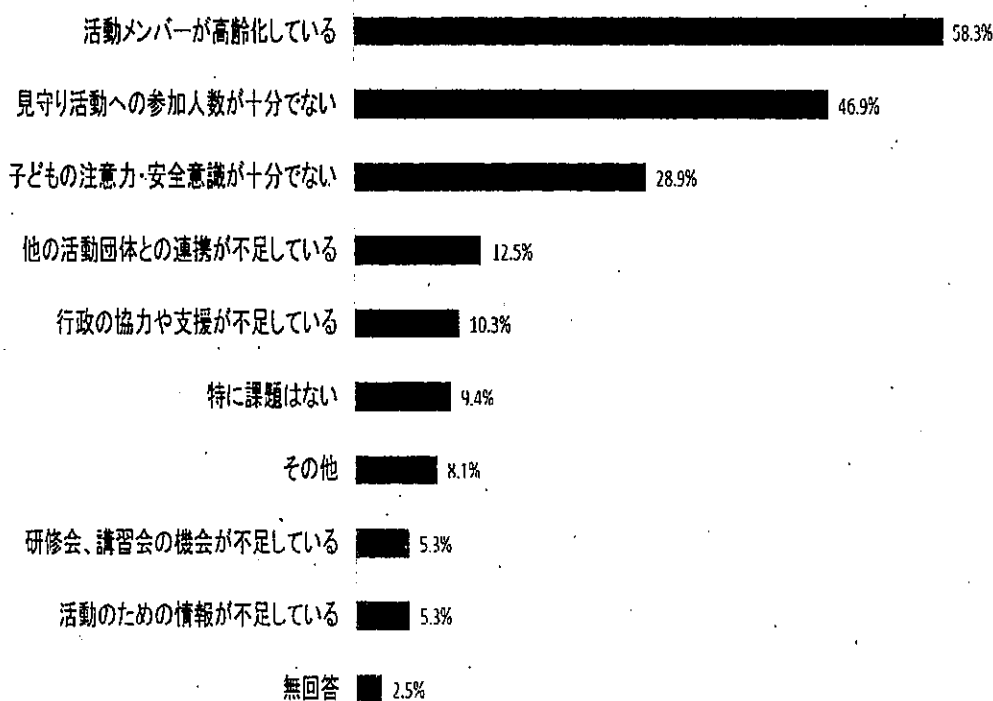


## (2)子どもの安全確保、見守り活動に関する課題

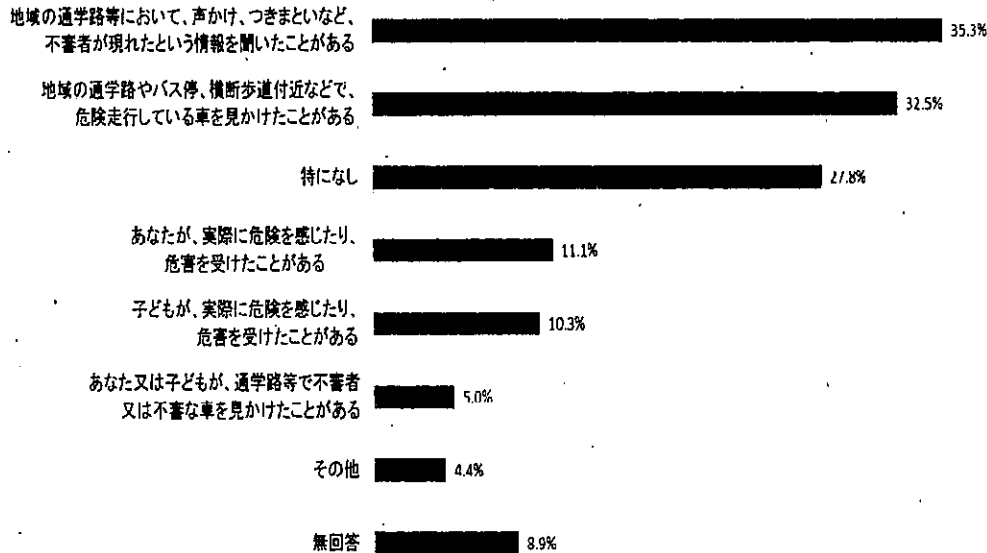
①地域で不安を感じる場所：「通学路」が約6割(56.9%)と最も多く、次いで、「空き家・空き地」(23.1%)、「その他の生活用道路」(19.7%)の順に多く、道路上が不安と感じている方が多い(76.6%)。また、「駅周辺」(5.3%)、「駐車場・駐輪場」(5.3%)は不安と感じている方は少なく、「特に不安を感じる場所なし」は16.7%である。



②活動を行う上での課題：「活動メンバーが高齢化している」(58.3%)が最も多く、「見守り活動への参加人数が十分でない」(46.9%)、「子どもの注意力・安全意識が十分でない」(28.9%)、「他の活動団体との連携が不足している」(12.5%)の順に多く、課題として認識されている。また、「特に課題はない」は9.4%である。

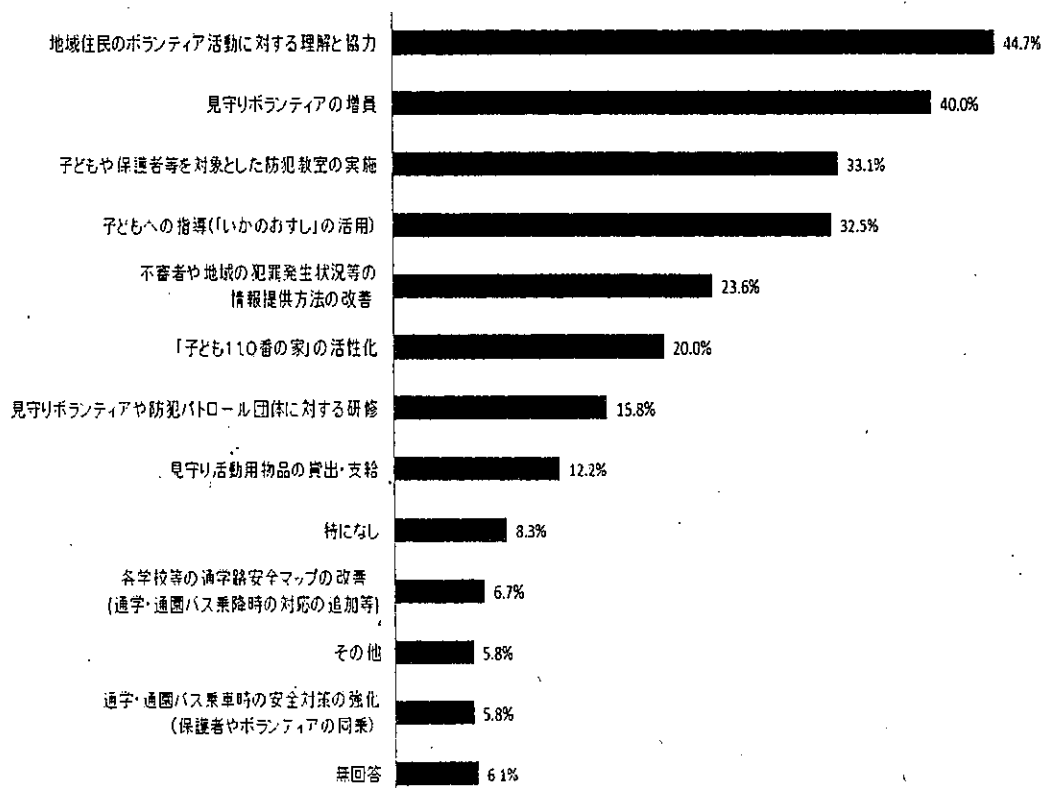


③危険・危害等を感じた経験：「地域の通学路等において声かけ、つきまといなど、不審者が現れたという情報を聞いたことがある」(35.3%)、「地域の通学路やバス停、横断歩道付近などで、危険走行している車を見かけたことがある」(32.5%)が並んで多い。また、「活動者自身が危険を感じたり、危害を受けた経験がある」(11.1%)、「子どもが実際に危険を感じたり、危害を受けたことがある」(10.3%)である。なお、「特に危険・危害等を感じた経験なし」の方は27.8%という状況である。

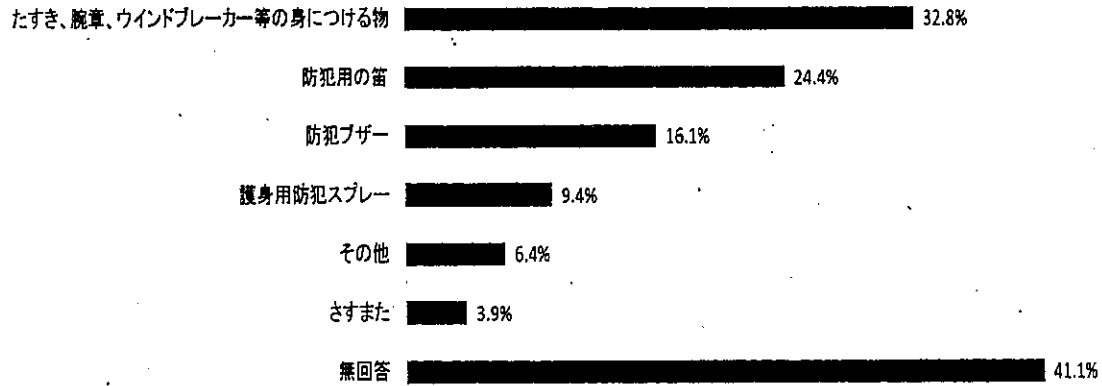


### (3) 子どもの安全確保、見守り活動に関する要望

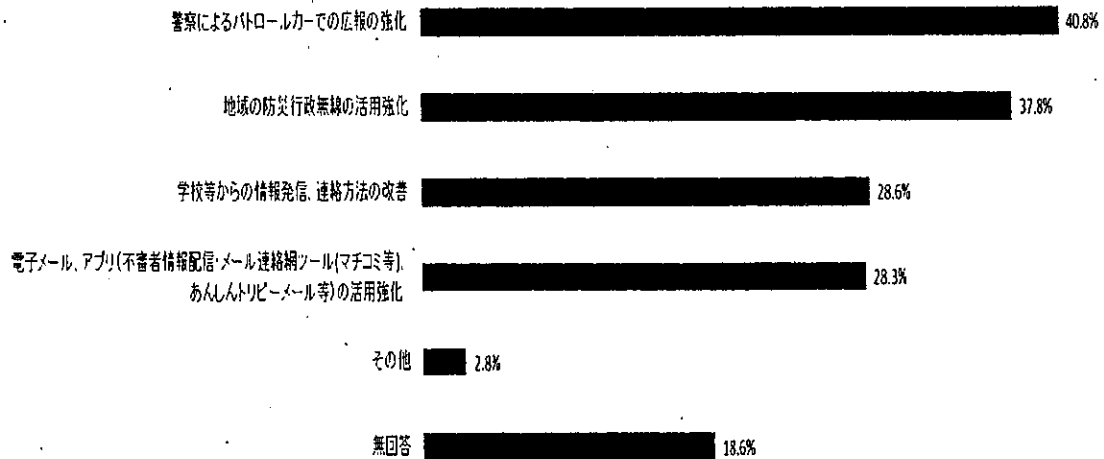
①活動を行う上で、必要だと思う取組：「地域住民のボランティア活動に対する理解と協力」(44.7%)が最も多く、次いで「見守りボランティアの増員」(40.0%)、「子どもや保護者等を対象とした防犯教室の実施」(33.1%)、「子どもへの指導(「いかのおすし」の活用)」(32.5%)の順に多く、子ども、大人への指導、普及啓発への要望が多い。



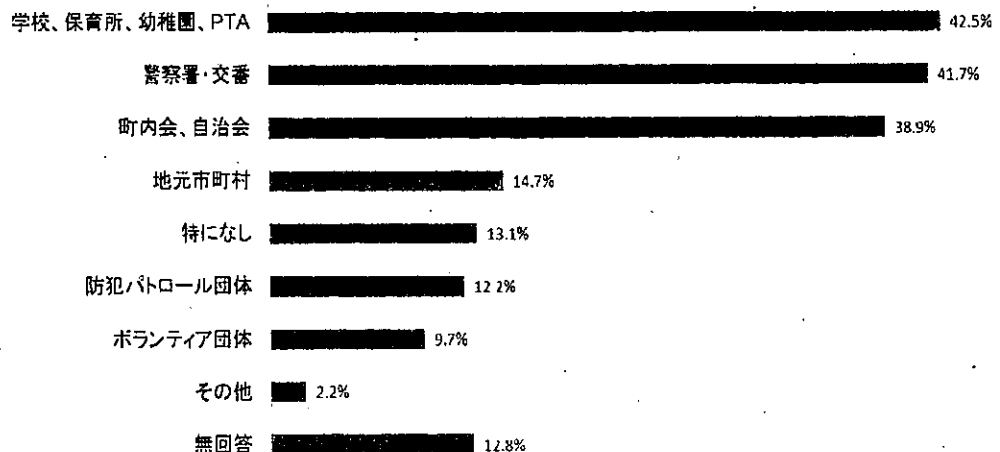
②活動を行う上で、貸出・支給してほしい物品：「たすき、腕章、ウインドブレイカー等の身に着ける物」(32.8%)が最も多く、次いで「防犯用の笛」(24.4%)、「防犯ブザー」(16.1%)の順に多い。



③活動強化するにあたり、不審者や地域の犯罪発生状況等の情報入手方法への希望：「警察によるパトロールカーでの広報の強化」(40.8%)が最も多く、次いで「地域の防災行政無線の活用強化」(37.8%)、「学校等からの情報発信、連絡方法の改善」(28.6%)、「電子メール、アプリ(不審者情報発信・メール連絡ツール(マチコミ等)、あんしんトリピーメール等)の活用強化」(28.3%)の順に多い。



④活動強化するにあたり、今後、連携を希望する団体等：今後さらに「学校・保育所・幼稚園・PTA」(42.5%)との連携希望が最も多く、次いで「警察署・交番」(41.7%)、「町内会・自治会」(38.9%)の順で希望が多い。



鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和元年8月20日  
住まいまちづくり課

鳥取県高齢者居住安定確保計画(第二期)(案)に係るパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年7月23日(火)から8月12日(月)まで
- (2) 周知方法等 ・ホームページへの掲載  
・県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- (3) 受付意見数 12件(5人)

2 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済(◎) 一部盛込済(○) 今後検討(△) その他(-)

項目	意見の内容	対応方針	対応
サ高住の供給目標量	サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という)へ入居を考えられる高齢者は介護度は低く、独居の不安の解消や生活の利便性を求めての転居が大半。この傾向は今後ますます顕著になると考えられ、現状の約2~3倍のサ高住を整備する必要がある。	高齢者人口の増加は2025年をピークに減少に転じると推計されているので、引き続き整備を推進しつつ、入居状況など需要の実態を踏まえ、適宜見直しを行っていく。	△
低所得者への対応	低所得者で介護度3以下の方は行く場所がなく、安い宿泊サービス等を利用している。 そのため、低料金のサ高住の開設が必要だと考える。 サ高住の家賃を下げる施策や低所得者層への家賃補助が必要。家賃を下げるためには廊下幅、居住面積、共有スペースの面積の基準を緩和すべき。 介護保険施設などは低所得者向けに提供し、中堅所得者や高額所得者はサ高住でターミナルまで見てもらう、そういった棲み分けを整理すべき。	低廉な家賃のサ高住の供給が進むよう、施設整備に要するコストの縮減につながる廊下幅や住戸面積等の面積の基準の緩和について検討する。 介護保険施設は所得の多寡に関わらず、介護の必要程度や家族の状況等、その方の身体状況や家庭環境に応じて利用されるべきものであり、施設入所を所得に応じて制限することはできない。	△
既存ストックの活用	民間賃貸住宅の空室を利用していきべき。 県営住宅や民間賃貸住宅などの既存資産を活用しやすいよう緩和を検討すべき。	新たな住宅セーフティネット制度による賃貸住宅の登録及び登録住宅への家賃助成を進めることにより、既存ストックの活用に努める。	◎
補助制度	今後、介護度の高い方が入居し続けられるようにスプリンクラーを設置したいが、補助金等はないか。	新たな住宅セーフティネット制度により登録された住宅については、改修費の補助制度があるのでご活用いただきたい。ただし、現在は同補助制度を創設しているのは鳥取市のみである。他の市町村には制度創設を働きかけている。	◎
ライフプラン	両親が今後介護が必要になった際の対応が不安。高齢者施設は満員状態と聞く。この状況からみても子どもが親を介護してくれるというのは親側の妄想であり結果的に施設に入るしかない。親子ですら支えられない状況で、地域で支えるなどと夢物語を考えている場合ではない。所得に応じて、介護が必要になったらこういったライフプランがある、という形を示して欲しい。	施設や高齢者向け住宅における介護度の目安、概ねの月額費用などについては、本計画にも記載しているので参考としていただきたい。	◎
公営住宅の活用	公営住宅の取り組みとして、買い物難民のために移動販売車に来てもらえるようにする必要がある。	公営住宅入居者のために行われる移動販売で、入居者からの要望があり、管理上の支障がない場合は、公営住宅を管理する県又は市町村の許可を得た上で、公営住宅の敷地内に移動販売車を駐車し、営業することは可能である。	△

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年9月 改定した計画を県ホームページで公表

令和元年8月20日  
住まいまちづくり課

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正案に係るパブリックコメント及び県民参画電子アンケートを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年7月23日（火）から8月12日（月）まで
- (2) 周知方法等 ・ホームページへの掲載  
・県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場窓口等におけるチラシの配架
- (3) パブリックコメント受付意見数 8件（3人）
- (4) 県民参画電子アンケート回答 502件

ア) 入居に際し、連帯保証人1名を要する現行制度を維持することについてどう思うか

良い	悪い	わからない	その他
64% (320人)	9% (47人)	24% (121人)	3% (14人)

イ) 連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃6月分に相当する額とすることについてどう思うか

適当	多い	少ない	わからない	その他
47% (234人)	21% (107人)	6% (29人)	24% (120人)	2% (11人)

ウ) 連帯保証人の確保ができない入居決定者には、保証人に代えて家賃債務保証業者による債務保証を認め、債務保証契約を引き受けてもらえない場合は連帯保証人を免除することについてどう思うか

良い	悪い	わからない	その他
49% (247人)	16% (78人)	29% (145人)	6% (32人)

(5) 主な意見と対応方針

対応の区分は、盛込済 (◎) 一部盛込済 (○) 今後検討 (△) その他 (-)

ア) パブリックコメント

主な意見	対応方針	対応
生活保護世帯、住民税非課税世帯の入居は連帯保証人を免除すべきである。低所得の県民に住宅を提供する責務を果たす上からも連帯保証人の条件を設定しないようにしてほしい。	連帯保証人は、滞納家賃の支払い、納付指導、生活の支援、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定及び滞納の抑止に寄与していることから、連帯保証人制度を維持することとしている。	-
生活困窮者に必要なのは社会の多方面の支援、人間の尊厳にふさわしい住環境の提供だと考えるので、見直し案には賛成できない。現行の連帯保証人の免除規定を全ての入居者、希望者に適用すべきである。	入居者が連帯保証人から援助を受けて支払う場合もあり、連帯保証人が実態としてどの程度支払っているのかまでは把握できない。	-
どの程度の連帯保証人が入居者に代わって家賃の支払い義務に至っているのか。制度を継続する場合、その根拠として連帯保証人の役割を示す、実態、数字を県民に提供すべきである。	入居者が抱える生活上の課題への助言、援助や所在不明の場合の居場所の確認・連絡などの役割を果たしている。	-
保証委託契約の締結の申し込みをしたにも関わらず、契約の締結に至らなかった者は連帯保証人が免除になるとしているが、保証委託契約を締結した者を免除することと、どう違うのかわからない。	連帯保証人が確保できない場合は家賃に関する保証委託契約の締結により連帯保証人を免除することとしているが、申し込んでも契約を引き受けてもらえないことも想定されるので、その場合はやむを得ないものとして、連帯保証人を免除することとしている。	-
保証委託契約を引き受けてもらえない世帯は連帯保証人を免除するくらいなら、保証会社に契約を求める必要はない。	公営住宅法の趣旨に沿って、住宅確保が困難な方に低廉な家賃の住宅が提供できるよう、県営住宅の適切な運営に努めてまいりたい。	-
公営住宅法の本来目指すべきであった理想からかけ離れた現実を改めて分析し、本来の軌道に修正した上で、「公営住宅法」以上に「鳥取県には人権としての居住権が確立された」と言えるような未来を目指していただきたい。	ご意見の内容については、改めて入居者に注意を促していく。	-
駐車場以外の場所に駐車させない、敷地内の清掃、草取り、ゴミの回収を住民に協力してやってもらうこと。		

イ) 県民参画電子アンケート

主な意見	対応方針	対応
原則として現状を維持し、昔と異なる家族や人間関係の中で無理やり確保する際の負担等を気かけながら、確保できないケースの間口を広げる方法が良いと思う。	現行の連帯保証人制度（免除規定を含む）は維持しつつ、債務保証会社の利用を認めることにより、身寄りのない方など連帯保証人の確保が困難な方も入居しやすい改正案としている。	◎
身寄りの無い方に対する例外措置はあっても良いのではないかと。十分な審査は必要と思う。		
高齢者・身体障害者、DV被害者は免除されているが、その他の事情で連帯保証人を頼めない方もいると思うので事情を聞いたうえで、連帯保証人を付ける付けないと決めた方がいい。		
極度額の設定は過去、連帯保証人に実際に請求した費用の平均などを用いて一定額とした方がよいのではないかと。	家賃額は入居者の世帯収入、居住する住宅によって異なるため、極度額を一定額とすることは適当でない。	-
今後ますます該当者が増えると思うので、積極的に対応策を検討し、県が運営しやすいやり方ではなく、時代に即した県民にとって利用しやすい制度に整えていってほしいと思う。	今後も県営住宅が住宅セーフティネットとしての機能を十分果たせるよう必要な見直しを行っていく。	△
連帯保証人はいかなる場合もあった方がよいと思う。保証業者との契約なしで入居する人がいると、保証契約をして入居する人が損をするようなことがないか疑問で、安易に免除にすると不公平にならないかと思う。	安易な免除とならないよう債務保証会社から保証契約を引き受けてもらえない場合にのみ連帯保証人を免除することとしている。	◎
連帯保証人を免除する場合は、2か月滞納したら退去等、連帯保証人をつけた人とは別の厳しい制約をつけるべき。	連帯保証人の有無に関わらず、滞納者には速やかな納付指導を徹底している。	-
債務保証契約を引き受けてもらえない場合は免除もやむを得ないが、滞納したときに速やかに徴収していただきたい。		

2 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月 県議会に条例改正案を付議  
 令和2年4月1日 改正条例施行

# 京都アニメーション火災を受けた県内事務所ビルの緊急点検実施について

令和元年8月20日  
住まいまちづくり課

令和元年7月18日に発生した京都アニメーションの事務所ビル火災により、多数の犠牲者が発生したことを受けて、県内にある一定規模以上の事務所ビルの緊急点検を県内特定行政庁と各消防局との合同により実施することとしたので報告する。

## 1 点検対象施設

- ・県内に立地する民間の事務所ビルで、3階建て以上かつ延べ床面積が500㎡を超えるものを対象とし、延べ床面積に応じて、以下のとおり緊急点検を実施する。

### <対象施設及び点検方法>

地域	延べ床面積	点検方法
防火・準防火 地域外	1,000㎡以上	事前に所有者に調査票を送付し、事務室内に吹抜け、階段等がある施設を特定し、特定した施設について緊急点検を実施
防火・準防火 地域内	500超～1,000㎡未満	
防火・準防火 地域外	1,000㎡以上	全て緊急点検を実施（現地で事務室内の吹抜け等の状況を確認）
防火・準防火 地域内	500超～1,000㎡未満	

### ※対象施設設定の考え方

- ・京都アニメーションの事務所ビルは事務室内に螺旋階段があったことにより、上階への煙、火災の拡大を招いているので、今回の緊急点検では同社ビルと同規模以上で事務室内に吹き抜け、階段を有する事務所ビルを対象とするとともに収容人員が多い一定規模以上のものについては全て点検の対象とする。

### <対象施設数> ※建築確認台帳により抽出したもの（既がないものが含まれている可能性あり）

地域	延べ面積	鳥取市	米子市	倉吉市	県			合計
					八頭郡	東伯郡	西伯郡 日野郡	
防火・準防火 地域外	1,000㎡以上	34	39	7	1	8	6	95
防火・準防火 地域内	500超～1,000㎡未満	26	44	12	1	3	1	87
防火・準防火 地域外	1,000㎡以上	3	36	9	0	3	3	54
防火・準防火 地域内	500超～1,000㎡未満	2	19	8	0	0	1	30

## 2 点検内容

### <点検項目>

- ・防煙垂れ壁（天井面から50cm以上下方に突出したもの）の設置及び維持管理状況
- ・排煙窓の設置及び維持管理状況
- ・屋内の避難経路の維持管理状況
- ・防火区画の維持管理状況
- ・非常照明設備の設置及び維持管理状況
- ・自動火災報知設備の設置及び作動状況

※点検時に消防局員がガソリン購入者の身分証確認や販売記録の作成依頼等、給油取扱所について説明

## 3 点検期間

令和元年8月26日（月）から9月30日（月）まで

### <参考：京都アニメーションの被災建築物の概要>

名称：京都アニメーション第1スタジオ  
位置：京都市伏見区  
階数・延べ面積：地上3階建、延べ面積691.02㎡  
主要用途：事務所  
地域指定：防火・準防火地域外（建築基準法第22条区域）

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和元年8月20日  
住まいまちづくり課

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第二団地第二期住戸改善工事(54-5棟)(建築)	鳥取市 立川町 六丁目	県営住宅緑町第二団地第二期住戸改善工事(54-5棟)(建築)藤原組・田中建設特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社藤原組 代表者氏名 取締役社長 藤原 正	(当初契約額) 282,260,000 (予定価格) 307,010,000	令和元年7月23日 ～令和2年7月17日	(当初契約年月日) 令和元年7月22日	
	県営住宅末恒第一団地第二期工コ改善工事(51-10棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 玉木 裕一	(当初契約額) 96,140,000 (予定価格) 104,313,000	令和元年8月6日 ～令和2年1月31日	(当初契約年月日) 令和元年8月6日	



# 令和元年度第2回上・下水道広域化・共同化に係る検討会の開催概要について

令和元年8月20日  
水環境保全課

上・下水道の広域化・共同化に係る今年度第2回検討会を県内3流域別に開催したので、概要を報告する。

## 1 検討会の概要

日時：令和元年7月17日（東部）、16日（中部）、30日（西部）

出席者：〔水道〕38名〔下水道〕49名（各市町村上下水道担当課長、中部ふるさと広域連合 等）

議題：これからの進め方、上・下水道の現況と将来稼働率等、一部事務の共同化 等

## 2 主な内容

### (1) これからの進め方

令和4年度の広域化計画等の策定に向けた年度別のロードマップを各市町村に提示し、今後の進め方について了解を得た。

〔令和元年度〕 広域化パターン（素案）を作成

〔令和2～3年度〕 広域化パターン（素案）に基づいたシミュレーションの実施、効果比較等

〔令和4年度〕 シミュレーション結果等を踏まえ、広域化計画等を策定

- ・シミュレーションにあたっては、市町村の意見等を踏まえ、全県一本化や流域一本化、現状維持などを含む複数のパターンを作成して進めていく。

#### 〔主な意見等〕

- ・市町村の将来計画、特に施設更新計画と広域化計画等の整合性を図りながら検討を進める必要がある。
- ・人口減少に応じた施設・設備のダウンサイジングや将来シミュレーションも重要であるが、小さな町村が抱える最も大きな問題は技術者の確保であり、「人」の育成、技術の伝承等をいかに行うのか検討を行うべきである。
- ・広域化の可能性の有無を検討していくものであるため、「広域化ありき」あるいは「広域化後に民営化を進めていく」という誤解を与えない配慮が必要である。

### (2) 上・下水道の現況と将来稼働率等

今後の検討の基礎資料として、各市町村の水道・下水道の施設・設備の概要（※）、2040年人口減少率を踏まえた各施設（処理エリア）の稼働率のほか、各施設（処理エリア）を地図に落として地理的要件を把握した。また、各市町村内で進める施設統廃合等の検討状況の情報共有を行った。

※（水道）浄水場、取水施設、配水施設、管路 等

（下水道）処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、管渠 等

### (3) 一部事務の共同化

昨年度意見交換した水道の維持管理、下水道の汚泥処理、し尿処理施設と公共下水（又は流域下水）との連携等は、広域化の検討と並行して検討を進めることとした。

## 3 今後の進め方

8～9月にかけて市町村を個別訪問して意見交換を行い、市町村が描く将来像の把握や広域化にあたっての課題やその解決法を検討する。その後、市町村の意見を十分踏まえつつ、検討会等を重ねながら広域化パターン（素案）を作成する。

（参考）次年度以降、パターン別シミュレーションによりコスト比較等を実施する。

## 第10回中海会議の開催結果について

令和元年8月20日  
政策調整課  
水環境保全課  
農地・水保全課  
河川課

沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、中海の水に関する諸問題を協議検討する第10回中海会議が以下のとおり開催されました。

### (参考) 中海会議とは

平成21年12月19日に締結した鳥取、島根両県知事の「協定書」を踏まえ、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、新たに中海の水に関する諸問題を協議検討するため設置（平成22年4月22日）した会議。

※個別課題の検討・調整を行うため、次の4つの部会等を設置している。

- ①中海湖岸堤等整備にかかる調整会議
- ②中海の水質及び流動会議
- ③中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ
- ④中海の利活用に関するワーキンググループ

- 1 日時 令和元年8月6日（火）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 ホテル白鳥（松江市）
- 3 出席者 国土交通省中国地方整備局長、農林水産省中国四国農政局次長、鳥取県知事、島根県知事、米子市長、境港市副市長、松江市長、安来市長  
＜オブザーバー＞ 環境省（中国四国地方環境事務所長）、防衛省（美保基地副司令）

### 4 概要

#### (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について

○部会「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（事務局：中国地方整備局出雲河川事務所）から、中海湖岸堤整備の進捗状況等について報告がなされるとともに、大橋川改修事業の条件として、大橋川拡幅の前段階で中海湖岸堤を先行して時系列的に整備する手順を踏まえ事業を進めることについて、改めて確認がなされた。

#### [報告の概要]

- ・鳥取県側における中海湖岸堤短期整備箇所（6箇所）のうち残る1箇所（貯木場）が今年度完成するとともに、島根県側も含め短期整備箇所が全て完了する。引き続き、短中期整備箇所の整備促進を図っていく。

※短期整備箇所の完成により、国土交通省は令和2年度からの大橋川下流狭窄部の拡幅工事着手を検討している。

#### [主な意見]

- ・大橋川下流狭窄部拡幅工事の前段階で短期整備箇所の整備を終えることになるが、改めて短中期整備箇所や中期整備箇所についても大橋川の流量が増加する可能性が生じる前に完成するよう確認するとともに、短中期整備箇所の米子港整備にからめ、米子市のかわまちづくり計画等との連携もお願いしたい。（鳥取県）
- ・境水道沿いの外江地区は、堤内地が低いうえに堤防が脆弱で浸水を危惧する声がある。新たに下水道計画の認可区域となった当地区の内水対策を進めるので、国交省においても堤防の整備をお願いしたい。（境港市）  
→下水道の計画を確認しながら調整を進めたい。（国交省出雲河川）

#### (2) 中海の水質及び流動、覆砂検討について

○部会「中海の水質及び流動会議」及び「中海・覆砂検討ワーキンググループ」（事務局：島根県環境生活部）から、水質改善状況や窪地対策に伴う水質シミュレーション検討結果等について報告がなされるとともに、今後も継続して水質改善対策を進めることについて確認がなされた。

#### [報告の概要]

- ・中海の水質は長期的には改善傾向であり、平成30年度の水質は、COD（化学的酸素要求量）は第6期水質保

全計画の水質目標値を達成した。全窒素及び全りんは未達成であった（環境基準点 12 地点のうち、全窒素は 9 地点、全りんは 10 地点で水質目標値を達成）。なお、環境基準値はいずれも未達成であった。

- ・底質や窪地が中海の水質に与える影響についてシミュレーションしたところ、米子湾では他地点と比べて窪地の影響は相対的に高いものとなり、中でも彦名沖等の窪地の影響が大きいことが分かった。
- ・窪地の埋戻し、覆砂のパターンによる水質改善効果をシミュレーションで検討したが、いずれも水質改善効果は小さく、環境基準を満たすところまでは改善しない結果となった。

#### [主な意見]

- ・水産資源について、窪地の貧酸素が生態系にどのような影響を与えているか、考えていくべき。（松江市）
- ・中海で浄化が進まないのは海流の問題があると考えている。モニタリングを継続して有効な対策を検討すべき。また、浅場造成と覆砂事業について、継続的に効果を調べながら今後の対策を検討すべき。（米子市）
- ・表層と底層とは区切りがあって相互に影響し合わないとのことだが、底層に悪いものがあれば水質全体に影響して改善に結びつかないと考えている。シミュレーションと実測を継続し、水産資源や人の五感に訴える状況をフィードバックしながら検証していくべき。（鳥取県）

### (3) 中海沿岸農地の排水不良について

- 「中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ」（事務局：米子市経済部）から、中海沿岸農地の排水不良の取組状況について報告がなされるとともに、引き続き、関係機関が公共残土に関する情報の共有化を図り、客土（農地嵩上げ）材としての公共残土受け入れを促進していくことについて確認がなされた。

#### [報告の概要]

- ・崎津モデルほ場（A=3.3ha）において、平成30年度はA=0.09haの客土を実施し、全体進捗が44%となった。
- ・公共残土による客土が排水不良対策に一定の効果を上げていることから、引き続き公共残土（客土材）の提供について、関係機関への協力要請を行う。

### (4) 中海の利活用について

- 「中海の利活用に関するワーキンググループ」（事務局：鳥取県令和新時代創造本部）から、中海及びその周辺の利活用の状況について報告がなされるとともに、今後、国交省との連携により、利活用促進に向けた環境整備を強化していくことについて確認がなされた。

#### [報告の概要]

- ・中海北部周遊サイクリングコースの設定（松江市）や白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース（境港市～米子市）の全線開通に加え、水陸両用機による遊覧飛行（中海北西岸に整備された「なかうみスカイポート」を拠点）など、中海の魅力を発信する新たな取組がスタートした。

#### [主な意見及び提案]

- ・サイクリングコースについて、安全性や快適性を向上のため道路改良について要望したい。（松江市）
- ・中海利活用の活性化に向け、サイクリングやクルージングなどの促進に向けた「中海利活用検討会（仮称）」を設置し、利活用に必要となる各種機能整備など共に取り組みたい。（国交省出雲河川）

